



図画工作の授業で

図画工作の作品制作で、壁飾りを作ることになりました。

図柄は子どもたちにデザインさせようと考えていましたが、人気アニメのキャラクターを描きたいという子どもがいます。

本の絵をそのまま写すんじゃなくて、ぼくが考えたポーズをとらせたドラえもんを描きたいんだけど…。



お店で買ったミッキーマウスのステッカーを貼りたいんだけど…。



教師のための解説

アニメのキャラクターも著作物です。日本の作品も外国の作品も同様です。そして、多少形を変えて描いたとしても、それが元のキャラクターと同一性があればコピーと同じことになりますので、本来は作者（著作権者）の了解を得ることが必要です。

ただし、授業の過程で使うためや個人的に使用するためにコピーする場合は、作者の了解を取る必要はありません。

また、市販のステッカーなどで、すでに作者の了解を得て正規に複製されたものを、そのまま貼り付けて使用することは著作権法上問題になりません。

人気キャラクターは、その作者が多くの子どもたちに喜んでもらおうと苦勞して創ったものだという事に気づかせましょう。

好きなキャラクターが自分の身の周りがあると楽しいね。
それを創ってくれた人のことを考えてみよう。
キャラクターとその作者の気持ちを大切にすることも必要だね。

